

# 江別ラグビースクール規約

(名称および所在地)

第1条 本団体は、江別ラグビースクール（以下「スクール」）と称し、事務局を事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 スクールは、幼児、小学生、中学生を対象とし、ラグビーフットボールを通じて子供達の心身の健全育成、知力、体力および社会性、相互信頼の醸成に努めていくものとする。

(活動)

第3条 スクールは、前条の目的を達成するため、ラグビーフットボールの練習、試合、講習会及びその他必要な活動を行う。また、スクールの運営ならびに指導については、スクール生の保護者の協力を仰ぐものとする。

(構成)

第4条 スクールは、幼児、小学生、中学生で入会を認められた者（以下「スクール生」という）及びスクール生の保護者、役員、指導員で構成する。スクール構成員は、本規約ならびにスクールの健全な運営のために定める規則を遵守しなければならない。

(入校および退校)

第5条 入校及び継続を希望する場合は、細則の定めに従うものとする。また、年間を通じて随時入校できるものとする。

第6条 スクール生および役員については、以下に定める場合に役員会の決議の上、スクールから退校および退任させることができる。

- 1 健康上の理由
- 2 スクールの一員として相応しくない行為等があった場合
- 3 その他役員会が認めた場合

(スクール生の卒業)

第7条 スクール生は、高校入学前の3月をもってスクールを卒業することとする。

(総会)

第8条 総会は、スクールの最高議決機関とし、スクール生の保護者と役員によって構成される。毎年度末、または校長が必要と認めた場合に開催する。予算・決算の議決のほか、事業計画・報告に関わること、規約に関わること、役員改選に関わること、その他スクール運営上必要な事項について議決を行う。

(役員)

第9条 スクールには以下の役員を置く。

- 1 校長 1名
- 2 副校長 1名
- 3 保護者代表 若干名
- 4 事務局長 1名
- 5 事務局 若干名
- 6 指導部長 1名（通称を「ヘッドコーチ」とする）
- 7 指導部 若干名 4 事務局長 1名

(役員の仕事)

第10条 スクールの役員は、以下の仕事を行うものとする。

- 1 校長：スクールを代表し、全体を統括する。役員、顧問、参加の委嘱。
- 2 副校長：校長を補佐し、校長が何らかの理由で仕事を遂行できない場合、その職を代行する。
- 3 保護者代表：スクール生保護者の統括、スクール運営に対する助言、スクール活動への協力。
- 4 事務局長：事務局を統括する。年間活動計画の作成、開校式・閉校式等企画、役員会の開催および運営、総会の運営、その他各種調整。
- 5 事務局員：スクール生の入退会手続き、名簿作成、選手登録、保険加入に関わること、練習場所の確保・調整、大会参加に関わる調整(参加手続き)、他スクールとの合同練習等の調整。  
スクールの経理ならびに運営費用の管理、予算書・決算書の作成。  
ホームページ、SNS等を活用した広報活動、スクール生募集に関わる企画立案、報道対応等。
- 6 指導部長（ヘッドコーチ）：指導部を統括する。  
指導員（コーチングスタッフ）の統括、全体  
指導方針、練習・試合計画の策定、合同練習等の企画。
- 7 指導部：指導部長の補佐、必要物品購入等の見積

(役員会)

第11条 役員会は、必要に応じて事務局長が召集する。スクールの運営に関わる重要事項の実施にあたって緊急を要する場合、総会に先んじて決議、施行し、その後の総会で報告しなければならない。

(役員の仕事および選出)

第12条 役員の仕事は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。年度途中での交代があった場合、後任者の仕事は前任者の残任期間とする。再任はこれを妨げない。

役員の仕事は、役員会において、次の各号により選出することができるものとする。

- (1) 校長又は副校長の推薦する者
- (2) 役員の仕事により選出された者
- (3) 保護者代表

(校長及び副校長)

第13条 校長及び副校長の役員会における選出は、次の方法によることができるものとする。

- (1) 役員相互選により、代表する副校長1名を選出する。
- (2) 前号により選出された副校長及び役員相互選により、校長1名を選出する。

(名誉校長、顧問及び参与)

第14条 スクールに、顧問及び参与を置くことができる。顧問及び参与は、役員会の決議を経て校長が委嘱する。

(会計)

第15条 スクールの運営経費は、会費、寄付金、その他収入によってこれに充てる。

(会計年度)

第16条 スクールの会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(細則)

第17条 本規約に定めるもの以外については細則としてこれを定め、役員会において協議の上決定する。

附則

この規約は、令和2年6月1日から施行する。

改正

令和3年4月10日 規約の一部を改正

令和4年3月26日 規約の一部を改正